

子どもスキップ事業のご案内

- ・豊島区教育部放課後対策課では、放課後の子どもたちの安全・安心な活動場所を提供するために、小学校施設等を活用した子どもスキップ事業を実施しています。
- ・「子どもスキップ」には、「一般利用」と「学童クラブ」の利用方法があります。
- ・放課後事業として小学校施設等を活用した「校庭開放」と「放課後子ども教室」も実施しています。

	学童クラブ	一般利用
対 象	豊島区在住または当該小学校に区域外就学を許可された児童で、一定の条件を満たしている者	豊島区在住または当該小学校に区域外就学を許可された児童で、子どもスキップに利用届出している者
基本の利用時間	○平日：放課後から午後6時まで(土曜日は午後5時まで) ○学校休業日：朝9時から午後6時まで(土曜日は午後5時まで)	
延長利用	9時前利用	午前8時15分から午前9時 (学校休業日・土曜日)
	延長利用	午後6時から午後7時(平日のみ)
	利用には別途、申請が必要です。	
利用料 ※減免あり	月額4,000円	
	9時前利用	年額1,000円
	延長利用	月額1,000円
登録等	毎年度に必要な書類提出による利用申請が必要 ※ 審査後に利用可否などの決定を通知 (利用は1ヶ所のみ)	事前の利用届出が必要 (豊島区在住の児童は複数スキップを利用可)
休業日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日) ※インフルエンザ等の流行、災害発生等の場合	
帰宅時間等	スキップの職員が入退室システム・連絡帳で出欠や帰宅時間の予定などを確認して管理	保護者と児童との間で帰りの時間を決める <u>自主的な利用</u>
送 迎	原則不要 ※延長利用の場合はお迎えが必要	不要
お弁当	学校休業日・長期休業期間などには、弁当や水筒を持参	学校休業日・長期休業期間などには、保護者の判断により弁当や水筒を持参可
間 食	月額1,000円を子どもスキップへ現金納付 午後5時以降に間食を提供(土曜日除く) ※助成制度(半額)あり	持参不可
活動場所	学童クラブ専用のスペース・一般利用の児童との共用スペース・校庭・体育館等	学童クラブとの共用スペース・校庭・体育館等

* 以上の内容は放課後事業の施策見直しに応じて変更になる場合があります。